高等讀本

文學士原真七編纂

訂正

五

375.9
Na11
資料室

30267
教科書文庫
3
810
32-1888
200030
1874

文學士平原貞七孫纂

高等讀本 巻子

文學社

明治廿一年二月九日
文部省檢定濟小學校教科用書

375.9
Na11

目次

第一課　正直なる婦人
第二課　蚯蚓
第三課　道路運河
第四課　北陸道(一)
第五課　朝寢ノ注意
第六課　林子平の傳(一)
第七課　林子平の傳(二)
第八課　林子平の傳(三)

廣島大學圖書之印
31306

第九課　ぢねづみ
第十課　人を諫ること　十訓抄
第十一課　會議ノ話(一)
第十二課　會議ノ話(二)
第十三課　蝦夷(一)
第十四課　動物ノ競爭(一)
第十五課　動物ノ競爭(二)
第十六課　勇士ノ遺書
第十七課　名和長年ハ賜はせ一御書　扶桑拾遺集
第十八課　礦物ノ解　磯野德三郎

第十九課　礦物學ノ定義及效用　同
第二十課　北陸道(二)
第二十一課　童兒の贈物
第二十二課　むさゝび
第二十三課　楠正行の母　太平記
第二十四課　物理學ノ大意
第二十五課　蝦夷(二)
第二十六課　蝦夷(三)
第二十七課　元春ト隆景トノ雪ウチ　名將言行錄
第二十八課　傲慢ナル驢馬

第二十九課　輕氣球
第三十課　蓮といふ題にてかける詞　本布田建樹

高等讀本卷五

第一課　正直なる婦人

日耳曼の婦人露西亞ふ行きて、首府ペエトルスボルグを距ること、僅に數里なる一村落に住居せり、常に畑を耕し、傍ら行旅に茶菓を賣りて、生計を營めり、或る日薄暮ふ和蘭の客來りて小憩し、金囊を遺して去きり、婦人これを見て、急に跡を追へども及ばず、遂に渡頭に至りしに、客既ふ纜を解きて、一幅の輕帆に風を受けて飛ぶが如

く、呼べども叫べども應ぜざりけきば、止むを得ぎ家に歸り、金囊を深く筐底ふ藏し、再び客の尋ね來るを待つこと、久しきに及び、其間屢匱乏に遇ひしも、更ふ手を金囊ふ觸るゝことなかりき、後年偶客あり、和蘭英吉利二國の人なり、時ふ英吉利の客、和蘭の客ふ問ひて云く、君嘗て此地を經過せしことありやと、和蘭の客云く、嘗て此地を過ぎしとき、この邊の一小舍に憩ひ、去るに及びて、七百金を遺せしとあり、それ故ふ猶不ほの地を忘るゝこと能てぎと、

主婦側ふ在りて、此言を聞き、問ひて曰く、金囊ふ印ありやと和蘭の客、時計を出しぃて曰く、金囊の印も、こきふ同じと、婦人見て大ふ悅びて曰く、君の失ふ所の者此ふ在り、復と患ふること勿れと、即ち母ふ告げて、其金囊を出さしむ、然るに和蘭の客て、之を肯ぜぎして云く、ほきを失ふほと、已に七年の久しきに及べり、誰か亦我がために之を保存する者あらんや、世間また此の如き正直の人を見ること能てぎと、言未だ終らざるふ主婦て、金囊を取り出し、之を机上ふ置きて言

ひけるは、今君の言信ぜるふ足らぎ、世豈舉げて君の言の如き者のみからんや、願てくは之を受取らまよと、和蘭の客て、一見して大ふ驚き、直に囊を解きて一圓を取り出し、以て厚く主婦ふ謝したりけま、

英吉利の客これを見て、心竊ふ之を賤み、爲ふ其薄きを言ひしふ、主婦て固く辭して曰く、我て我が本分を行ふのみ、何ぞ賞を望まんやとて、其金を收めざりけれども、英吉利人之を聞かぎ、大ふ主婦の行を稱譽して、諭まふ返報を受けざるの理ふきを以てし、遂に和蘭の客を去て、百金を與へて、其德を謝せしめたりと云ふ、

第二課　蚯蚓

宿雨始メテ霽ルヽノ後、庭園中ニ淡紅色ノ蟲ノ蜿蜒匍匐スルヲ見ルコトアリ、多クハ雨後ニ現ルヽヲ以テ、雨蟲トモ云ヒ、亦蚯蚓トモ云フ、此蟲身體細長ニシテ、手足耳目鼻毛アルコトナシ、其口モ亦甚ダ不完全ナルモノニシテ、齒モナク舌モナケレバ、只柔軟ナル粘土ト、腐敗シタル草根トノ外ニハ、食フコト能ハズ、然レドモ時ニハ好

ミテ細小ナル菜類ヲ食ハント欲スルモノノ如シ、即チ一ノ葉莖ヲ取リテ、之ヲ穴中ニ引キ入ルヽニ、其上部ハ、尚ホ地上ニアリテ、恰モ小兒等ガ戯ニ其葉莖ノミヲ地上ニ植エタルガ如シ、然レドモ斯クシテ數日ヲ經ルトキハ、自然ニ朽腐シテ、食ス可キ相當ノ物トナルナリ、是ニ於テ、彼始メテ數日ノ目的ヲ達シ、喜ビテ之ヲ食フト云フ、蚯蚓ノ體ハ、全ク多クノ輪ヨリ成ルモノナリ、而シテ體中ニハ、哺乳獸若クハ鳥類ノ如キ、骨格筋節ヲ有スルコトナク、又手足羽翼モナケレバ、翺翔スルコトモ歩行スルコトモ能ハズ、只其體ヲ伸縮シテ運動スルノミナリ、然ルヲ世人誤リテ匍匐スルトナスハ其理ヲ究メザルニ由ルノミ、體ノ一端ニ最剛ノ輪アル處ハ、即チ其頭部ナリ、農夫鍬ヲ下ストキ、誤リテ其體ヲ横斷スレバ、其尾部ハ直ニ死スレドモ、頭部ハ、暫クノ間死スルコトナシ、

第三課　道路運河

道路運河ハ、内地の交通を便ネ、平時にも軍時ふも、緊要闕くべからざる者にして、實ネ國を利

一民を益する最大なる器械なれば、凡べて實體の開化も、是より流出し、全國の勢氣を保養するの脈管とも謂ふべし、若し此貴重なる脈管の閉塞するときは、世の開化流通せず、國の勢氣衰弱して、終に斃れんとするに至るべし、是を以て、世の經濟家并ふ修路者たる者も、世人をして此事に留心せしめ、以て實體の利益を發出せしむるを務めざるべからず、

或る經濟學者の云ひける言に、道路運河も、貨車にて物を運輸するの費用を減少す、故に國の遠方と大都と、殆ど片落ちなく、同地位ふ位せしむる者ふりとされを百事を改良する要具の中ふては、道路運河を以て、最も良きものとする方ふ、例へば此等の交通ふよりて、遠隔なる地方の耕作を擴張し、また其地方近傍の國ふて、掌握するところは賣買の特權を破るを以て、各都邑ふ大利益とふるなり、且つ舊市も、是ふより種々の貨物を得べく、産物も、此ふよりて許多の新市を開くに至るべし、故ふ國中處々にて利潤を得ざる所ふし、

第四課　北陸道(一)

京都ヨリ、近江、越前、加賀、越中、越後ヲ經テ、羽前ニ出ヅル通路ヲ、北國街道ト云フ、羽前鼠關ヨリ京都マデ、里程九百七十五里ニシテ、路概ネ海濱ノ低地ニ在リテ、嶮岨ナル處殊ニ少シ、鼠關ヨリ越後ニ入リ、海岸ニ沿ヒテ、勝木驛ニ至ル、是ヨリ東南内地ニ入ルコト三里弱ニシテ、中村驛ニ至リ、再ビ西行シテ、村上、新發田等ノ名邑ヲ經テ、新潟ニ至ルナリ、又新發田ヨリ東南ニ進メバ、岩代路トナル、

新潟ハ、信濃川ノ河口ニアル良港ニシテ、外國互市場ノ一ナリ、信濃川ハ、信濃ヨリ來リ、數多ノ河流ヲ合セテ、大河トナリ海ニ落ツ、俗ニハ千八川ト稱セリ、是レ數百ノ小河ヲ合スレバナリ、新潟ト長岡トノ間ニハ、小蒸氣船ノ往來スルアリ、長岡ハ、新潟ノ南十七里許ニ在リ、其間ニ白根、三條、今町ノ名邑アリ、尚ホ南ニ進ミテ、川口驛ヨリ少ク東ニ折レ、再ビ南行シテ、三國峠ノ嶮路ヲ越エテ、上野ニ入リ、高崎ニ於テ中仙道ニ合ス、之ヲ三國街道ト云フ、

上野ノ國境ヲ距ル五里許ノ處ニ、三俣驛アリ、驛ノ西四里許ニ、岩場山ト名ヅクル奇山アリ、巉巖崎嶇ノ山徑ヲ踏ミ藤蔓ヲ攀チ、叢竹ヲ排シテ、絶頂ニ登レバ、周囲一里許ノ廣地アリ、平坦ニシテ高低ナク、處々田疇ノ如キ者アリテ、恰モ人ノ耕作セシガ如ク、水ニモ乏シカラズ、夏月ハ、其田疇ニ苗ニ似タル草ヲ生ジ、且ツ蛭、イナゴ等ヲ生ズルコト、尋常ノ田ノ如シト云ヘリ、故ニ之ヲ苗場山ト名ヅケタリトヅ、又山腹ニ御花園ト名ヅクル所アリテ、種々ノ花卉ヲ生ズ、是レ亦人ノ培養

セシ者ニ似タリト云フ、

長岡ノ南五里弱ニシテ、信濃川ノ西ニ、小千谷ト云ヘル名邑アリ、其南五里ニシテ、又十日町ト云ヘル市街アリ、共ニ人口五千餘ノ都邑ナリ、小千谷ヨリ西一里ニ、郡殿ノ池トテ其中ニ浮島十三箇ノ浮泛スル如キ者アリ、又小千谷ノ近傍ナル、地獄谷ト云フ處ニ、火井アリ、火井トハ、地中ヨリ一種ノ瓦斯ヲ發生スル者ニシテ、之ニ火ヲ點ズルトキハ、盛ニ燃燒スト云ヘリ、管ヲ以テ諸方ニ導キ、或ハ燈火ニ用ヒ、或ハ物ヲ煎ルコトヲ得ベ

シトゾ、元來此地山櫻多クシテ、櫻谷ト稱セシヲ、火井發見ノ後、地獄谷ト名ヲ改メシト云フ、

十日町ノ南七里妻在莊ノ山中ニ、七ツ釜ト云フ瀑布アリ、里俗瀧壺ヲ呼ビテ釜ト云フ、此地ニ七所ノ瀑布アリ、故ニ七ツ釜ト名ヅク、何レモ景色奇絶ナル中ニモ、第七番目ノ瀑布ハ右ノ絶壁ヲ竪御箱ト云ヒ、左ヲ横御箱ト云ヒテ、尤モ奇觀ナリ、御箱トハ、太神宮ノ御拔箱ヲ云フナリ、此絶壁ハ、長方形ノ自然石ヲ積重ネ、其石厚サ六七寸、長サ三四尺ニシテ、恰モ御箱ノ形ニ似タリ、高サ數十丈、其整然タルコト、殆ド人工ニ成レルガ如シ、而シテ頂上ニハ、老樹茂生セリ、

北國街道ハ、新潟ヨリ海岸ニ沿ヒテ西シ、彌彦山ノ坂ヲ越エ、寺泊ニ至ル、寺泊ハ、佐渡ニ渡ル港ナリ、海路十里許ニシテ、佐渡赤泊ノ港ニ着スベシ、佐渡ニハ、金銀銅ノ鑛山アリテ、相川夷港等ハ、此國ノ名邑ナリ、

寺泊ヨリ尚ホ海岸ニ沿ヒテ、出雲崎柏崎等ノ名邑ヲ過ギ、米山峠ヲ越ユベシ、此邊ニハ、古跡頗ル多シ、尚ホ西ニ進ミテ、直江津ト云フ名邑ニ至ル、

直江津ハ荒川ノ口ニ在リテ魚鹽ノ利甚ダ盛ナリ信州ニテハ概ネ此地ノ輸送ヲ仰グト云フ荒川ニ沿ヒテ南スレバ信州路ニ入ルベシ其間ニ高田ト云フ都邑アリ高田ノ西ニ當レル春日山ハ昔國府ノアリシ處ニシテ後世上杉謙信亦其居城ヲ此處ニ築キシト云フ

第五課　朝寢ノ注意

晉ノ陶侃曾テ人ニ謂ヒテ曰ク大禹ハ聖人ナリ而シテ寸陰ヲ惜ム衆人ハ當ニ分陰ヲ惜ムベシト夫レ光陰ハ百代ノ過客ニシテ今夕明日ト移リ行クコト豈啻ニ白駒ノ隙ヲ過グルノミナランヤ故ニ學業ヲ勉強スルモノハ第一ニ光陰ヲ惜ム可シ光陰ヲ惜ム者ハ先ヅ第一ニ朝寢ヲ戒メザル可カラズ

茲ニ普魯西國王ふりいどりひ大王ガ朝寢ヲ誡メタル一奇談アリ記シテ以テ世ノ兒童等ニ示サン王聰明穎智ニシテ能ク黎民ヲ撫育シ寛仁ノ德至ラザルナシ故ニ其王位ニ登ルニ及ビテ世人尊號ヲ奉リテふりいどりひ大王ト稱ス然レドモ幼ヨリ頗ル朝寢ノ癖アリ自ラ愧ヂ自ラ

誡メテ、之ヲ止メント欲スレドモ能ハズ、其王位ヲ踐ムニ至リテ、始メテ之ヲ抑制スルコトヲ得タリ、

大王曾テ其宿衛ノ士官ニ謂ヒテ曰ク、朕元來朝寢ノ癖アリ、常ニ自ラ矯正セント欲スレドモ能ハズ、汝爾來每朝四時ニ至ラバ、必ズ朕ガ寢室ニ來リテ、朕ヲ喚ビ覺シ、決シテ怠ルコトアルコト勿レト命ゼシカバ、士官ハ謹ミテ之ヲ領承シタリ、斯クテ其翌朝ニ至リ、時恰モ四時ヲ報ゼシカバ、士官ハ、直ニ寢室ニ入リ、牀下ニ蹲踞シテ、王ヲ喚ビ覺シテ曰ク、時四時ニ及ベリト、大王猶ホ熟睡シテ、毫モ之ヲ知ラザルモノヽ如シ、士官再ビ立チテ、之ヲ喚ビ覺シテ曰ク、時已ニ四時ヲ報ゼリ、陛下直ニ寢殿ヨリ出御アル可シト、再三再四奏スレドモ、王猶ホ依然トシテ覺メズ、鼾聲鼕々トシテ四隣ニ震フ、

是ニ於テ、士官以爲ヘラク、余今斯クマデ起シ奉レトモ、毫モ其効ナシ、然レドモ綸言一タビ出ヅレバ、決シテ背クベカラズ、今ヤ安眠ヲ妨ゲ奉ルノ嫌ヒナキニ非ズト雖モ、又言ヲ以テスベカラ

ズ、假令吾不敬ノ罪ヲ得ルモ、違勅ノ臣トナルコトナケント、乃チ起チテ其寢具ヲ撤セシカバ、大王愕然トシテ蹶起シ、目ヲ擦リテ罵リテ曰ク、咄奴輩朕ガ安眠ヲ妨グルカト、

既ニシテ數日ノ後大王亦熟睡シテ起キズ、士官ハ呼ビ覺スコト前日ノ如クスレドモ、更ニ其効アルコトナシ、乃チ一手巾ヲ取リテ水ニ浸シ、之ヲ以テ其面ヲ蔽ヒシカバ、大王愕然トシテ蹶起シテ曰ク、咄汝何ゾ斯ク不禮ナルカト、斯ノ如キコト數回ナリシニ、毎ニ怒リテ之ヲ罵リシモ、遂

ニハ朝寢ノ癖ヲ脫シテ、其怠惰ヲ禁ズルコトヲ得タリシカバ、常ニ夙起旰食シテ政務ヲ怠ルコトナシ、故ニ國大ニ治リテ、人民盛德ヲ仰ギ恰モ赤子ノ慈母ニ於ケルノ思アリ、是ニ於テカ、大王大ニ彼ノ士官ヲ賞シテ、終身忘ルヽコトナカリシトゾ、

第六課　林子平の傳(一)

林子平ハ、名を友直と云ふ、江戸の人なり、其曾祖を總兵衛といひ、豐臣秀賴に事ふ、豐臣氏亡びて、堀越後守ホ事へ祿三千石を食む、堀氏國除かる

ハに及びて、江戸ふ移きり、祖と新左衛門と稱し、父は源五兵衛と稱し、父と幕府ふ仕へて、禄六百二十石を食み、小納戸兼書物奉行とあり、更めて大炊頭と稱し、其賜邸ふ四門あり、方位ふ配せり、幕府改めて氏を賜ひて四門と云ふ、父通良も、學古今に渉り、殊ふ和歌を善くし、最も國朝の典故に通じ、儀式數十卷を著し、後事ふ因りて籍を削らる、通良ふ二男あり、長男を友諒と云ひ、嘉膳と稱し、次は即ち子平なり、長女姿色ありて和歌を善くし、是ゞ爲ふ仙臺侯の側室となる、侯因りて

友諒を召して、禄を賜ふ、是ふ於て、子平も亦仙臺の屬籍となきり、

子平幼より頴悟ふして、人の羈約を受けず、常ふ山野に遊びて、鳥獸を驅逐せり、年十二三の頃頗る書史に通じ、舉動一に成人の如し、常ふ喜みて地圖を展觀し、終日食を忘るゝふ至る、故に邦土の廣狹、山川の脈絡等、一々諳記せざるなし、而して章句の業を事とせず、最も心を經濟實務の事に留む、大志あるを以て、本藩ふ仕へず、弱冠にして鄉を辭し、四方に流寓せしに、只齋も所一裘

褐ふ過ぎぞ、性恬澹寡欲ふして、心を大義ふ存し、貧に處して晏如たり、子平更ふ家事を顧みぞ、常ふ曰く、齷齪として全きを求むるは、丈夫の恥づる所あり、寧ろ斃るゝも國の爲に盡さぞあるべからぞと、

下野に蒲生君平と云ふ人あり、亦偉士なり、子平の人となりを聞きて、常ふ之を慕ふ、或る日子平を訪ひしゞ、君平と性眞率ふして、邊幅を飾らぞ、敝袴を穿ち、短褐を着け、其行裝殊ふ鄙野あり、子平見て叱して曰く、何物の窮措大なりや、自ら修

むること能てぞして、敢て人に望まんやと、君平亦怒りて曰く、野翁何ぞ自ら尊大なると、遂ふ一語を接せぞして去きり、子平最も心を海防の策に盡ぞ、嘗て外國の東洋を窺ふを見て、憤り且つ憂へて曰く、我ゞ國昇平日久しく、士風懦弱、上下

恬安恰も醉眠中の人の如し、外人の何物たるを知らず、概ね之を禽獸視して、更に心ふ關せず、殊ふ知らず、彼百技精練ふして、器械も亦整備し、海に鐵艦あり、千里一瞬、攻むるに火具あるまとを、若し一たび變あらば、邦家の事如何ともすべからざるなりと、是に於て、自ら奮ひて天下に先んぜんとし、西て長崎ふ到り、北て蝦夷の地を極め、天下の士氣を鼓舞して、皇國の基礎を確定せんと欲せり、

時ふ同藩の士に、工藤琢卿と云へる者あり、醫を業とすれども、博學卓見の人なり、子平と相見るふ及び、邊防の議相同じきがために、意氣相投合せり、是より日に相訪問して、其交殊ふ親密なり、

第七課　林子平の傳(二)

子平一日琢卿を訪ひ、再び長崎に到りて、外情を審にせんまとを謀る、琢卿手を拍ちて、其志を壯なりとし、宴を設けて之を餞す、子平乃ち裝を促し、再び長崎に遊ぶ、會外艦の來舶せるものあり、子平就きて外人に接し、審に海外諸州の事情を諮問し、西洋諸國の強盛にして、日ふ邦境を開き、

堅艦利兵を用ひて、東洋を窺ふんとするを知る、益邊防の急なるを憂へて、直に踵を旋らして江戸に歸さり、是ふ於て、海國兵談三國通覽の諸書を著す、其著書ハ、概ね皆平易俗言にして、更に難澁の字を用ふることなし、故ふ人讀みて通ぜざる所なし

海國兵談ハ、總べて十六卷に至り初めにハ水戰、物見、夜軍、人數扱、器械、粮米、地形、城制、城攻、籠城、騎射等の事を說き、末卷ふハ、文武相須ちて、國家を經濟し、食を足し兵を足すの義を言ふ、今其大意

を舉ぐれば、曰く西洋諸國ハ概ね地を奪ひ疆域を拓くを以て務とし、威力日に強く、又航海の術に長ぜり、然るに我が日本國たる、周圍皆海ふして、江戸の日本橋より、歐羅巴洲ふ至るの間ハ、一水路にして、一も阻隔あることなし、彼來らんと欲せば、直ふ來るべし、備へなくんばあるべからずと、又三國通覽ハ、朝鮮琉球蝦夷の事を說き明したる者なり、其意ハ、若し日本の勇士をして、此三國と干戈を動ことある時ハ、此書ふ資りて應變をなさしめんとするふあるなり、二書既に

刻成りしも、海内未だ外寇の何ものたるを知らず、人皆之を無根の説となせり、幕府の有司も、亦相議して大き皆虚談妄説ふして、衆を惑ふ者と爲し命じて梓を毀たしめ、更に子平を仙臺に護送し、兄嘉膳の家に禁錮せり、時に寛政四年なり、子平嘗て京師ふあり、一日中山亜相に謁ぜしふ、亜相頻ふ高山正之と云へるものゝ慷慨を稱し、その時事を論ずるや、熱心の餘遂に涙を流すの狀を言ふ、子平之きふ對へて曰く、彼泣癖あるのみ、今や王室端拱、政府亦人あり、豈泣くべきもの

あらんや、只憂ふべきは海防の一事のみ、公既ふ正之を以て善と爲すも、若し一旦外寇の來るあらば、何を以て之を禦ぐべき將に坐して神風を萬一に待たんとするか、蓋し當時子平正之及び君平を稱して三偉人と云へり、而して子平の識見は、別に二氏ふ異る所あるなり、

第八課　林子平の傳(三)

嘉膳の妻嘗て疫を患へて頗る劇し、親戚と雖も或は之を避く、然るふ子平看護して少も避くる所なし、

初め子平の江戸ふあるや、其氏ふ從ひて兵法を講ぜ、幕府外國ふて製せる甲冑を藏せと聞き、其氏をして請ひて之を出さしむ、子平曰く、徒に觀るよりは、躬之を擐るの愈さるに若かずと、即ち擐して馬ふ跨り、一鞭して出づ、馬躍りて休まず、數町を過ぎて、一侯邸ふ入る、邏卒之を擁止し、侯出でて其故を問ふ、子平因りて其由る所を說きしふ、侯之を奇とし、袍を脫して之ふ賜ひ、且つ、護送して之を還さしむ、其放膽なること、此の如し、

然れども其禁錮ふ在るや、惰眠せず欠伸せず、終日端坐して、年を閱するも終始一の如し、後病ふ罹り、荏苒愈えず、嘉膳等之を憂へ、友人をして言もしめて曰く、吾子罪ふありと雖も、其心天地に愧づる所なし、請ふ少しく逍遙遊息して自愛せよ、官も亦之を默すべし、若し然らずして、一朝不幸の事あらば、赦に遇ふも或も晩からん、設ひ子悔やることなきも、兄等の遺恨を如何せんと、子平辭して曰く、吾身を愛することを知らざるに非ず、然れども君の言の如くせば、是れ上を欺く

なり、假令他に知る者無きも、豈天を恐まざらんやと、是れより病愈篤くして、遂に獄中ふ歿せ、已にして將軍家齊公太政大臣ふ任ト、夫人亦位一階を進む、是ふ於て、四方に告げて、大赦を行ひ、諸罪を免せしも、子平既ふ歿せるの後數年なりき、子平家貧にして妻子無し、其人と爲り、慷慨ふして大志あり、常に心を外國の事に留む、當時位ふ在るもの、概ね昇平に狃れて、遠慮なし、故に子平を以て罪と爲すを怪しむもの無し、獨り蒲生君平を、子平の歿せるを聞き、上書して其墳墓を立てんことを請ひしも、之を許さず、其後外國の事ありて、其言皆驗あり、因りて始めて墓を立つるを許す、墓を仙臺ふあり、表面ふ六無齋友直之墓と彫せり、又君が終焉の時、病の床ふ筆把りて、看護ふ侍りし姪日下久女に遺せる教訓ふ、

夫れ世の中を、客に來りしと思へば、世話も苦勞もなし、夏の熱さも、客あまをたしあまねばならず、冬の寒さも、客なまをこらへねをならず、心にかなをざる食物も、客なればゆめて喰はれをならば、親子兄弟彌以て合客なまを、程

よくあーらふべー、

父母によをまてかりに客ふ來て

こそろのこさび歸るふるさと

後五十有餘年を經て、明治の朝に至り、其大義愛國の誠意を嘉賞せらき、里門に旌表して、更に祭粢料を賜り、正五位を贈られたり、亦榮と謂ふべし、

仙臺嘗て飢り、藩老佐藤伊賀なるもの、子平の才を奇と爲し、召して之に策を問ふ、子平乃ち富國策を著して之を獻じ、その中に云ふあり、東海に

て鯨魚多し、之を捕へを亦以て國用の一助たるべしと、その他論ずる所、一として經世の要務にあらざるはなし、子平又嘗て父兄訓一冊を著して曰く、童蒙て未なり、父兄は本なり、本にして教なくんば、末たるもの何を以て能く爲さんと、その立論常に人の意表に出づと云ふ、

第九課　ぢねずみ

鼠鼬ハ、大サ家鬼ヨリ二倍小ニシテ、其體ハ太ク、短キ足ト長キ爪トヲ具フ、耳ハ小ニシテ圓ク、尾ハ房狀ヲナス、其軀幹ニハ、粗毛ヲ被リ、長キ髯ト

鋭キ齒牙トアリ、其食物ハ、果實若クハ草木ノ葉ナレドモ、殊ニ苜蓿ヲ嗜好ス、其歩行スルトキハ、犬猫ノ如ク、後足ヲ直立スルコト能ハズ、只脚ノ關節以下ヲ地面ニ附ケテ歩行スルノミ、常ニハ土中ニ棲ミテ、其強キ爪ニテ穴ヲ穿ツ、然レドモ其穴ハ堤ノ如キ柔キ場所ヲ撰ビ、水ノ侵入セザランコトヲ務ム、而シテ其住居ニハ、多クノ入口ヲ造レリ、是レ敵ニ追ハルヽ時、自在ニ逃レ隱レンガ爲ナリ、天雨フルトキハ、此中ニ留リ、晴朗ナル日ハ、常ニ外ニ在リテ食物ヲ求ム、鼬鱸ハ、甚ダ怯懦ナルモノニシテ、其一匹他ニ出ヅルトキハ、必ズ他ノ一匹ハ、其巢ニ止ルヲ常トス、若シ危難ノ來ルヲ知ルトキハ、忽チ聲ヲ發シテ同族ヲ其穴ニ歸ラシム、冬間ハ、土中ニ蟄居シテ睡眠セリ、此間ハ其體甚ダ肥滿ナレドモ、夏ニ

至リテ工事ヲ勉ムルニ當リテハ、大ニ疲勞スルモノナリ、

北亞米利加ノ平原ニ群集スル犬ノ一種ハ、甚ダ此動物ニ似タルモノアリ、此獸ハ其穴ヲ一處ニ構造スルモノニシテ、人若シ其穴ヲ見ント欲シテ、之ニ近ヅクトキハ、忽チ逃レ入リテ出ヅルコトナシ、遠クヨリ之ヲ望ノバ、僅ニ其頭ヲ穴ノ入口ニ於テ見ルノミ、

第十課　人を諫ること

ひとへに君にまさげひ奉る忠ふあらば、偏ふ親にまさげふ、孝ふあらば、諍ふべき時あらそひ、たがふべき時たがふ、まを忠孝とも、まかまを、ば、主君にてもあま、父母親類にてもあま、知音朋友ふてもあま、あしからんことをも、必ずいさむべしとれもへども、世のもまふこの事かなもも、人のあらひまて、れもひさちたる事をいさむるも、心づきあくて、いひかもま人の心にかふふやうにもれずやまを、天道はあもきともれずまらめど、主人の惡事をいさむるものも、かへりみを蒙ることありがたし、

さてもる事のあーき樣ふもなりて、おづかふ思ひいづる時も、其人のよくいひつるものをど思ひ合ををどもまゝ心の引くかたふつきて、思ひたる事のあるときはむづかしく、またいさめんぞらんとて、此事をきかせじとれもふなり、ふをいとれろかふる事ふをども、皆人の習ふれを、腹黒からぞ、又心づきなからぬ不どふもからふべきなり、をべて人の腹どちたる時、こもく制をれば、いよ〳〵いかる盛ふる火にをこ〳〵水をかけんもその益ふかるべ〳〵、然をを機嫌をもぐかりて、

和にいさむべ〳〵、君もーれろかなりとも、賢臣あひたをけふを、その國亂るべくらば、親もーれこをりとも、孝子つゝーみてーたがもぐ、その家全かるべ〳〵、重き物ふをども、舟ふのせつをを、沈まざるがごとし、

上下もかもをども、ほどくふつけて、たのめてん人の爲には、やめくうーろめだきなく、腹くろきこゝろのあるまゞきなり、かげもそは、まゝ、寘加を思ふべき故なり、微子が紂の心れをさまらざる事をーりふがら、僞りさもをてやつことなり、

何曹が晉の政のれごきるを諫めぎーて家にかへりておりうごとおけるおきらは、身の爲ことりまへをつらへる計ふて、報國の臣ふあらざ〜おとをぞおらきたる、十訓鈔

第十一課　會議ノ話

此圖ハ、會議ノサマヲ畫キシモノニシテ、正面ニ坐スルハ議長ナリ、其左右ヲ圍ミテ列坐スルハ、議員ナリ、一人ノ議員ハ、起立シテ議長ニ向ヒ、已ノ意見ヲ陳述セリ、會議ニハ、其種類數多アリテ政事ニ係ルモノアリ、學術衛生ニ係ルモノアリ、

工業殖産ニ係ルモノアリ、渾ベテ議員タルモノ、各自ノ意見ヲ陳ブレバ、議長之ヲ聽キ、同意スルモノ、多キカタニ決定スルナリ、而シテ人ノ意見ノ異ナルハ、其顏ノ同シカラザルガ如ク、多少異ナルモノナレバ職業交際ノ異ナルニ隨ヒテ

各利害得失アルナリ、故ニ人々ヲシテ其說ヲ悉サシメザルベカラズ、

政府ニテ開設セラレタル會議ハ、種々ナル中ニテ、主ナルモノハ、元老院會議、府縣會議、町村會議等ナリ、而シテ元老院ニテハ、議官會議ヲナシ、府縣會ト町村會トハ、其府縣ト町村トノ議員會議ヲナシ、スベテ政費ニ係ルコトヲ討議スルモノナリ、

明治二十三年ニハ、國會ヲ開カル、トイフ、其敕諭ニ曰ク、

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣ギ、中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ、大政ノ統一ヲ總攬シ、又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ、後世子孫繼グベキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス、嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム、此皆漸ク基ヲ創メ序ニ循ヒテ、歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ザルハ莫シ、爾有衆亦朕ガ心ヲ諒トセン、

顧ミルニ立國ノ體、國各宜シキヲ殊ニス、非常ノ事業、實ニ輕舉ニ便ナラズ、我ガ祖我ガ宗照

臨シテ上ニ在リ、遺烈ヲ揚ゲ洪摸ヲ弘メ、古今ヲ變通シ、斷シテ之ヲ行フ、責メ朕ガ躬ニ在リ、將ニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ、國會ヲ開キ、以テ朕ガ初志ヲ成サントス、今在廷臣僚ニ命シ、假スニ時日ヲ以テシ、經畫ノ責メニ當ラシム、其組織權限ニ至リテハ、朕親裁ヲ裁シ、時ニ及ビテ公布スル所アラントス、

第十二課　會議ノ話(二)

國會トハ、國々ヨリ撰舉セラレタル議員、議事堂ニ集會シテ、政事ヲ議スルモノナリ、汝等モ成長

ノ後ハ、國會議員ニ撰バルヽコトアルベシ、サレドモ學問ト知識トナキ人ハ、此議員トナルコトヲ得ザルベシ、抑議員ノ撰舉法ニハ、制限撰舉ト、普通撰舉トノ區別アリ、制限撰舉トハ、若干ノ土地田畑財産等ヲ標準トナシ、其資格ヲ備ヘザレバ、撰舉權ナキヲ云フ、普通撰舉トハ、右ノ標準ヲ立テズ、戸主タルモノハ、皆此權ヲ有スルヲ云フナリ、

又議員ヲ投票スルニ、記名投票無記名投票ノ二アリ、記名投票トハ、撰舉人ノ信任スル人ヲ投票

スルニ、何其投票シタリト明記スルモノヲ云ヒ、無記名投票トハ、撰舉人ノ名ヲ記サズシテ、唯撰舉スベキ人ノ名ノミヲ記スモノヲ云フ、又撰舉法ニ二種アリテ、單撰複撰トイフ、單撰トハ、撰舉權アルモノ、直ニ已ノ信任スル人ヲ投票スルヲ云ヒ、複撰トハ、撰舉サレタル人ノ中ニテ更ニ撰舉人ヲ撰擇シ、之ニ議員撰舉ヲ委ヌルモノナリ、總ベテ議員ヲ撰ブニハ、公平ノ心ヲ以テ、學問アリ知識勝レテ、經驗ニ富ミ品行正シキ人ヲ撰ブベシ、何トナレバ、議員ハ、已ノ代人ナレバ、其人ノ

說ハ、卽チ撰舉人ノ意見ナルニ由リ、決シテ之ヲ等閑ニスベカラズ、又議員ニ撰バレタル人ハ、尚更人民ノ委託ヲ受ケタル者ナレバ、已ノ一言ハ、人民ノ休戚ニ關スルコトヲ顧ミ、敢テ高論放言スベキニアラザルナリ、

第十三課　蝦夷(一)

蝦夷人ハ、其丈高ク肩廣ク、筋骨逞クシテ、全身ニ毛多シ、頗丸ク鬚長シ、之ヲあいのトモ云フ、言語風俗共ニ我ガ内地ト異ナリテ、甚ダ不開化ナル人民ナリ、殊ニ女子ハ、唇ト手トニ入墨スルノ風習

アリト云ヘリ、

此人種ハ、往昔奥羽越後ノ地方ヲ占領シ、常陸下野上野ノ境ナル大山脈ヲ限リトシテ蔓延セリ、蓋シ日本武尊東夷征伐ヨリ以來、國境漸ク開ケ、終ニ之ヲ連山ノ外ニ逐ヒ出サレタルナラン、應神天皇ヨリ舒明天皇ノ頃マデハ、朝廷三韓ニ事アリテ、東夷征伐ハ、殆ド度外ニ置カレタルガ如シ、齊明天皇ノ時ヨリ、兵ヲ東北ニ用ヒテ、蝦夷ヲ征伐シ、大ニ國境ヲ廣メラレタリ、其諸將ノ中ニテ其名最モ著ハレタルハ、阿部比羅夫、大野東人

坂上田村麿ノ三人ナリ、

阿部比羅夫ハ、齊明天皇ノ時ニ、越ノ國守タリ、舟師ヲ帥ヰテ、蝦夷ヲ征スルコト二回ナリ、第一回ハ、今ノ羽後陸奥ノ地ニ至リ、渟代津輕二郡ノ郡領ヲ定メ、渡島ノ蝦夷ヲ聚メ、大ニ饗シテ還レリ、第二回ハ、膽振ニ至リ、後方羊蹄山下ニ政所ヲ置キテ還レリ、此時飽田渟代津輕三郡及ビ膽振等ノ蝦夷人四百餘ヲ聚メテ、大ニ之ヲ饗セリ、當時郡領ハ、皆蝦夷人ヲ用ヒテ、各之ニ爵位ヲ授ケラル、是レヨリ蝦夷人ノ内附スル者、頗ル多シト云

フ、元明天皇ノ時ニ、陸奥越後ノ蝦夷人屢、良民ヲ害セシカバ、朝廷大ニ近國ノ兵ヲ發シテ之ヲ伐チ、尋ギテ出羽國ヲ置キ、尾張上野、信濃越後等ノ人民二百戸ヲ割キテ、出羽ノ柵戸ニ配セリ、蓋シ當時奥羽地方ハ、猶ホ今ノ北海道ノ如ク、其地膏腴ニシテ、田野寛廣ナレドモ、人民稀少ニシテ處々ニ蝦夷人ノ巣窟アルノミナリ、故ニ屢、東海東山北陸三道ノ人民ヲ遷シテ、柵戸ニ配セラレタリ、柵戸ハ今ノ屯田兵ノ如ク、平時ハ、土地ヲ開墾シ、事アレバ兵卒トナリテ柵ヲ守ル者ナリ、此ノ如ク、國境ヲ廣メ人民ヲ遷シテ、漸ク蝦夷人ヲ教化シ、地利ヲ保ツノ策ヲ立テラレタリ、

第十四課　動物ノ競爭(一)

獸相食ミ、鳥ノ相搏ツヤ、所謂弱ノ肉ハ、強ノ食ナリ、彼ノ猛獸ノ、常ニ他獸ノ弱キモノニ對シ、其弱キモノヽ、又更ニ弱キモノヲ待ツ、一ニ皆然ラザルハナシ、鯨魚ノ鰯ヲ呑ム、日ニ幾千ナルヲ知ラズ、又彼ノ小鳥ノ如キモ、一羽ノ身ヲ以テ、日ニ無數ノ昆蟲ヲ啄ム、鳥一羽ニアラズ、鯨一頭ニアラズ、昆蟲鰯魚ノ其口腹ヲ充ス、日ニ幾何ゾヤ、然リ

而シテ猶ホ其種ノ減滅セザル所以ノモノハ、只其卵子ヲ産ムコト夥多ナルガ故ナリ、

例ヘバ鱈魚ノ如キハ、一腹九百萬ノ卵子ヲ産ム、若シ此卵子ニシテ盡ク其生ヲ遂ゲシメバ、數年ナラズシテ、鱈魚ノ數億ヲ以テ數フルニ至ル可シ、然レドモ其鯲化ノ前後ニ、他魚ニ食ハル、コト、亦甚ダ多クシテ、九百萬ノ中、其生ヲ完ウスルモノハ、僅ニ數尾ナルベシト云ヘリ、此數尾ノ鱈又更ニ九百萬ノ卵子ヲ生ムガ故ニ、他ノ呑噬烈シキモ、相平均シテ其子孫ヲ遺シ、世々相承クル

コトヲ得ルナリ、而シテ産卵ノ多キモノハ、仮令其種ノ滅絶ヲ免ル、モ、以テ自己ヲ守ルニ足ラズ、況ヤ産卵ノ多カラザルモノニ至リテハ、遂ニ其種ヲ滅スルノ恐アルニ於テヲヤ、是ニ於テ、動物又他ノ殘害ヲ免ル、ノ準備アリ、其準備トハ何ゾヤ、卽チ形體毛色ヲ他物ニ摸擬シテ、他ノ眼目ヲ欺クコト是レナリ、

動物ハ、其形體毛色ヲ、岩石蘚苔ニ擬シ、或ハ枯草、木皮莖幹枝葉ニ摸シ、或ハ他動物ノ態容ニ倣ヒテ、搏噬ノ禍ヲ避ケ、以テ其種ノ生存ヲ保ツ、或ハ

又動物ニ此形質アルハ、自然ノ變遷ニ成レルモノニシテ、殊更ニ其搏噬ヲ免レンガ爲ニアラザル者アリ、動物ノ毛色ノ周圍ノ萬物ニ等シキ色ヲ帶ブルハ、自然界一般ノ形質ナリ、夫ノ砂漠ニ住ム者ハ、其色灰色ヲ帶ビ、鳥昆蟲蜥蜴蝦蟇ノ樹間ニ棲ムモノハ、其體色綠色ナリ、是レ他動物ノ搏噬ヲ免レンガ爲ナリ、豹ノ木ニ隱レテ、鹿ヲ襲フモノハ、毛色ノ樹皮ニ似タルヲ以テ、鹿ノ眼ヲ欺クナリ、又歐洲ノ平原ニ棲ム、大鹿、水牛、羚羊等ハ、其體毛土色雜草ノ色ニ等シク、我ガ國北方ノ兎ハ、夏間ハ其體毛鼠色ナレドモ、冬間ハ雪ノ如ク白色ニ變ズ、是レ皆自然ノ變遷ニ成ル者ニシテ殊更ニ搏噬ヲ免レンガ爲メニアラザルナリ、

第十五課　動物ノ競爭(二)

今昆蟲ニ就キテ之ヲ論ゼンニ、鬼蛋ノ如キハ、殆ド野色ニ似タリ、又白色ノ沙地ニ住ム昆蟲ハ其色日光ニ晒セルガ如クニ白色ナリ、又寒地ノ蝶及ビ蛾ガ、蘚苔ノ生ジタル岩窟間ニ巢ヲ造ルトキハ、容易ニ之ヲ分別スルコト能ハズト云フ、「イナゴ」「カマキリ」等ノ色ハ、植物ノ葉ニ類似セリ

左ノ二圖ニ示セル物ノ如キハ、即チ其一例ナリ、第三圖ハ、往々樹枝及ビ葉柄ニ誤ル事アリ、蝶ノ或ル種類ハ、其色靜止スルトキハ、恰モ木葉ノ凋萎セルガ如シ、又蛾ノ蝻蛉ハ、其色生活セル植物ノ莖ニ類シ、剌ヘ其節瘤ヲモ擬スト云フ、

他ノ昆蟲類モ、亦往々摸倣ヲナスモノナリ、一種ノ蠅ハ、其容貌ト翼ヲ振フ聲トヲ、蜂ニ擬スルモノアリ、又其他ノ蠅ノ一種ハ、細腰蜂ノ形態ヲ摸ス、蓋シ蜂ハ鋭キ剌針ヲ有スルガ故ニ、他蟲ノ畏ル、所ナリ、故ニ能ク之ヲ擬スレバ、他蟲ノ凌虐ヲ免ル、コトヲ得可シ、

蝶ノ一種ハ、鳥ニ有害ナルモノアリ、又或ル種ハ、鳥ノ食ニ適スルモ、其體形ノ鳥ニ有害ナルニ似タルヲ以テ、其呑噬ヲ免ル、モノアリ、即チ一種ノ蝶ハ、其剌激性ノ臭アルヲ以テ鳥之ヲ食ハズ、

又他ノ蝶ハ、斯ル臭氣ナキモ、其色前種ニ等シキガ爲ニ、鳥ノ殘食ヲ免ル、如キ是レナリ、

鮮麗ナル色ヲ有スル蜆蛉ハ其味惡キニ由リ、仮令葉上ニ棲ムモ、鳥之ヲ害セズ、蓋シ其美麗ノ色ハ、鳥ノ食スベキモノニアラザル表徴ヲ示スガ如シ、又一種ノ鼬鼠ハ、黑色ノ體ニ白色ノ尾ヲ具ヘ、黃昏徘徊スルトキニ之ヲ掉リ以テ他ノ鼬鼠ガ、之ヲ他獸ナリト誤認シテ、襲擊セザルノ用トナス、又蛇ニ黑黃赤ノ美麗ナル色ヲ有スルモノアルハ、亦其有毒ヲ示スモノ、如シ、又暗綠色ノ蝦蟇ハ、鳥蛇ノ好ミテ捕食スル所ナレバ、夜中潛ニ出デテ食ヲ索ム、然ルニ鮮明ナル紅藍色ノ蝦蟇ハ、白晝ニ揚々跳躍シテ、少シモ畏ル、所ナシ、因リテ之ヲ試驗セシニ、果シテ鳥類ニ有害ノモノナリト云ス、

世ノ動物ヲ觀察スルニ、苟モ此世ニ生存シテ變遷セザルモノハ、遂ニ其種ノ絶滅ヲ免レズ、而シテ其舊態ヲ脫セザルモノモ、能ク其新樣ヲ模スルニ由リテ生存スルモノアリ、トンボノ如キ舊時代ノ種類ハ、今概ネ亡滅セリト雖モ、數種ノモ

ノハ猶ホ滅絶セズ、其然ル所以ハ、能ク現今生存セルモノヽ、狀態ニ類スルヲ以テナリ、蓋シ多數ノ形態ニ似タルモノハ、能ク生存シ、特異ノ狀態ヲ取レルモノハ、亡絶ニ歸セリ、故ニ虎豹勇ナリト雖モ、必ズシモ其種ヲ增殖スルコト能ハズ、鱈魚ノ産卵多シト雖モ、又必ズシモ其種ヲ蔓延スルコト能ハズ、強弱相雜ハリテ、此世界ニ立ツハ亦奇ナリト云ハザルベケンヤ、

第十六課　勇士ノ遺書

めっつノ一戰ニ、獨兵佛軍ノ爲ニ破ラレ、伏屍積ミテ山ヲ成セリ、茲ニ一勇夫うゐるへるむト呼ベルモノアリ、雨注ノ彈丸ヲ犯シテ、大ニ奮戰シ、遂ニ重傷ヲ受ケシカバ游卒ハ直ニ走セ來リテ、之ヲ扶助シ、車ニ載セテ病院ニ送リタリ、病室ニハ、多クノ負傷者各頭ヲ駢ベテ卧床ニアリ、痛苦ノ聲外ニ洩レテ、悲慘腸ヲ斷ツガ如シ、看護婦來リテ、勇士ヲ介抱シ、其創痍ヲ繃繃シテ之ヲ卧床ノ上ニ安卧セシメ、看護殊ニ懇篤ニシテ、一時モ床側ヲ離ルヽコトナシ、既ニシテ數日ヲ經過スレドモ創ハ毫モ癒ユルコトナク、益甚シ

キニ至レリ、然レドモ彼素ヨリ勇名衆中ニ冠タルモノナリシカバ、一モ呻吟シテ痛苦ヲ訴ヘタルコトナシ、

一日自ラ其起ツ可ラザルヲ察シ、端然トシテ床上ニ坐シ、殊ニ勇ヲ鼓シテ看護婦ヲ呼ビ筆墨紙ヲ取リ来ラシメテ曰ク、貴婦乞フ我ガ爲ニ一冊ヲ寫セ、我以テ之ヲ故郷ノ父母ニ贈ラント欲スルナリト、婦其命ニ從ヒテ其言フ所ヲ寫セリ、其辭殊ニ懇切ニシテ、哀シムガ如ク、訴フルガ如ク、縷々トシテ至情至レリ盡セリ、曰ク、

我ガ寛仁なる父君よ、我ガ慈愛ふる母君よ、這の消息をば見玉ヒ、御意如何にまーまさんさはさりながら、愁に言もでは、後世も安からず、今や終りに莅みつゝ、我ふ一の願ひありやよ父君よ母上よ、願ふハ貴下等幸に、我ガ死を惜まず哀まず、吾ガ願をも許ーてよ、その願事え外ならぞ、今まで育て慈ーみ、教へ導きたまひーを、拜謝侍べるかり、深き恩の父母に、報い奉らで死ぬる身は、最も本意なき事ながら、不孝の罪は許させよ、今まで父君母上に憂慮をめ奉りーを、思へばいと

ゞ後の世に身の障碍ともなりぬべし、また我ゞ友と親戚とに、我ゞ身の果を語りてよ、我ゞ慕えしき父君よ、必ず憂へましまさぬ、我ゞ慕えしき母上よ、必ず歎き給もるな、討死もるは兵卒の、身に負け持てる務なり、人の命ハ朝露と消もるぞ常の習なる、噫我ゞ敬へる天神よ、我大王と我國と、また我ゞ父と我ゞ母を、必ず守らせたまふべしと、

言ヒ畢リテ、溘然眼ヲ閉ヂテ、遂ニ黄泉ノ客トナレリ、嗚呼、天此孝子ニ幸セズシテ、空シク其生命ヲ奪ヒ去ルハ、何ゾ無情ノ甚シキ、諺ニ曰ク、鳥ノ將ニ死セントスルヤ其啼クコト哀シ、人ノ將ニ死セントスルヤ其言フコト善シト、今此文辭ノ慷慨悲壯ナル、誰カ勇士ノ死ヲ惜ミ、之ヲ哀マザルモノアランヤ、

第十七課　名和長年に賜とせし御書

漫々たる海上にいづくともなく漂ひて、四日ばかりはまぎぬ二十七日の夕かたふや、杵築の浦にて、西風ちげしく吹きて、いらふるべきふかと、心さもぎせしかども、風にまかせしふ、夜より海

上もおづかふて、明ぬまを、こゝかしこも見ゆるに、伯耆の渓につき ぬ、楫とりも、今ぞちからつきぬといふを、とかくして大坂といふところへつきぬ、こゝは荒磯ふて、釣舟だふもまれふり、この所のぬしといふものも、都にありけを、よしあしにつけて、まことふべきものもなし、ともなる人一人二人、猶ゑ人もとめふとて出ぬ、楫とりもふげうせぬきば、あやしき苦の下ふ只獨りうづもき居とる心の中、いとんかたなしかふしなんど引つくろひて、今はかぎりと待居たるに、舟の

もとに人一人來たり、荒々しくもなきはいかゐるにやとあやしきふ、忠顯を尋ぬて、御迎のよしを奏もうれしなんどハかゝるためしをぞいふべかんめる中々其時も心もことばも及ぶべきふあらぬ思ひ出づるたびごとに、其氣味ふはむねふあゑ、忠を致を輩いづきも疎ふるべきふてあらねども、指あたりて待ち出でたゑしし心地なんたとふべき方ぞふかりし、

忘きめやよるべもなみのあら磯を
御舟の上ふとめし心を

長年ゞ忠功後代の人ぶもおらせんためにおるしれくなりもあぐの君ふも、古きを見せたてまつらをいかゞれろかならん私の子孫までも、此忠を朽ちトとおもへば、正直を以て報國とーて、ゆくもあ久ーくつかへたてまつるべー、扶桑拾遺集

第十八課　礦物ノ解

窓ヲ開キテ庭前ヲ眺ムルニ、敷石ノ邊ニ爛熳ト咲出デタル、薔薇ノ花ノ上ニ飛狂フ蝶ガ居マスガ、文人墨客ハ、之ヲ見テ如何ナル感ヲ起シマセウカ、好イ畫本トカ、又ハ好イ詩料トカ、美術的ノ

眼ヲ以テ見ルデアリマセウ、理學者モ亦文人墨客ト同ジク、興味ヲ以テコレヲ見マセウガ之ヲ見ル眼ノ種類ガ違ヒマス、卽チ彼ノ蝶ハ、善ク空氣中ヲ飛狂フガ、如何ナル方法ヲ以テ、之ヲナスカ、斯ク綺麗ナル蝶トナツタハ、如何ナル順序ヲ經テ發達シタルモノカ、又彼ノ薔薇ハ、如何ナル原因ニ依リテ成長シタルカ、如何ナル作用ニ依リテ、花ヲ着ケ實ヲ結ブカ、彼ノ敷石ハ、蝶ヤ薔薇ト違ヒ、動キモセズ成長モセズ、年ヲ經テモ依然トシテ、形狀更ニ變ゼザルハ、其組織構造ノ蝶ヤ

薔薇ト違フ故カト、理學的ノ眼ヲ以テ、之ヲ見ルナルベシ、

斯ク理學的ノ眼ヲ以テ、地球上ノ萬物ヲ觀察シ來レバ、之ヲ大別シテ、有機無機ノ両界ニ分ツコトガ出來マス、

偖生命モナク自動カモナク、成長蕃殖ノ性モナキモノハ、皆無機界ニ屬スルモノニテ、花崗石、水晶水、空氣、木炭、砂糖等ハ、皆無機物デアリマス、右ノ無機物中、木炭ト砂糖トハ、天然ニ存在スルモノデハナク、皆人爲ノ製煉ニ係ル者ニテ、斯ル種

類ノ者ハ、礦物トハ申シマセヌ、然ラバ花崗石、水晶水、空氣ハ、皆天然ニ存スルモノナレバ、之ヲ礦物ト云フカト云フニ、悉皆左樣デハアリマセヌ、今花崗石ノ一片ヲ取リテ、能ク經驗シテゴ覽ナサレ、其質一定不變ノモノニアラズシテ、三種ノ物質カラ成リテ居ルコトガ分リマセウ、卽チ黑クシテ花崗石ノ種類ニ依リテ、樣々ノ物アルベケレド、茲ニハ通常ノ物ニ就キテ云フ、小刀ナドニテ試ミルト、片々剝脫スルモノハ、雲母ナリ、白色半透明ニシテ、最モ硬キモノハ、石英ナリ、白ク

シテ較、光澤アルモノハ、長石ナリ、斯ク花崗石ノ如ク、數多ノ物質ヨリ成レル天産ノ無機物ハ、之ヲ岩石ト云ヒテ、礦物トハ云ハズ、空氣ノ如キモ、酸素、窒素、炭酸、水蒸氣等ノ、數多ノ物體ヨリ成ルモノニシテ、是レ亦礦物ニ屬セズ、然ルニ水晶ハ、其質一定不偏ニシテ、化學上ノ驗査ニ附スルニ、硅酸ト稱スル一種ノ化合物ナリ、斯ノ如ク、一種ノ化合物、或ハ元素ニシテ、天然ニ存スル無機物ヲ、礦物ト云フ、水モ亦天然ニ存スル一種ノ化合物ナレバ、仝ジク礦物ニ屬スベキナリ、更ニ例ヲ舉ケテ之ヲ説明センニ、木炭ハ、炭素ト云フ一種ノ元素ナレドモ、其人造ニ係ルガ故ニ、之ヲ礦物ト云ハズ、金剛石及ビ石墨モ、亦仝ジク炭素ヨリ成リタルモノニシテ、天然ニ産スルヲ以テ礦物ト云フ、石鹽卽チ天産ノ「クロル、ソヂユム」ハ、卽チ礦物ニシテ、一タビ人爲ノ精製ヲ經タル食鹽卽チ「クロル、ソヂユム」ハ已ニ礦物デハアリマセヌ、故ニ天然ニ産出シタル一種ノ元素、及ビ化合物ヲ、礦物ト云フナリ、

以上ノ定義ニ從ヒマスレバ、石炭ノ如キ元素ニ

テモナク、又一定ノ化合物デモナキモノハ、眞正ノ礦物トハ申サレマセヌガ、現今ノ處デハ、仮ニ礦物ト見做シテ論ズルコトヽハナリテ居マス、

磯野德三郎

第十九課　礦物學ノ定義及効用

礦物學ハ、地球ノ表面ヲ構成スル礦物ノ種類ヲ記載シ、其理學的化學的ノ性質ヲ講ジ、其地上ニ現出スルノ方法ヲ説キ、互ニ礦物ヲ識別スルノ手段ヲ指示シ、其功用ヲ知ラシムルニ在リ、

礦物ノ何モノタルカモ知ラズ、礦物學ノ初歩ダ

ニモ學バザル人ニ在リテハ、連城ノ璧モ、其璞ヲ見テハ、瓦礫同樣ニ看過スル人モアルベク、金銀ノ礦モ、通常ノ土ト誤認スベシ、サレドモ若シ礦物學ノ助ニ藉リテ、一二簡單ナル適法ヲ用フレバ、忽チ其貴重ナルコトヲ明ニシ、國ノ富源ヲ開クニモ至ラン、然ルニ若シ金剛石ハ、玻璃ヲ切ルコトガ出來ルト云フコトノミヲ知リテ、其性質ニ詳ナラズ、其識別法モ知ラザレバ、一片ノ水晶又ハ燧石ヲ見出シ、其玻璃ニ擦痕ヲ留ムルヲ見テ、箇ハ寶石ナラントヽ妄信シ、一時ハ卞和氣取リ

デ喜ビテ居テモ、後ニ其眞假ヲ知ルニ至リテハ人ノ笑草トナリ、自身モ落膽スルコトガアルノミナラズ、或ハ爲メニ金錢ヲ妄費スルコトモアルベシ、鐵ヤ銅ノ鑛ニテ、黃金ノ光澤色彩ヲ帶ビ居ルモノガアリマスカラ、自身ノ無學ヨリ山師ナドニ騙マサレテ、往々身代ヲスツタ人ノアルコトハ、拙者ナドモ耳慣レテ居リマス、サレバ、礦物學ヲ學バザレバ、玉石ヲ混同シマシテ、直打ナキ土石モ、其外面ノ美觀ニ騙サレテ、貴重ナル玉鑛ト妄信シ、自身ノ所有地ナドニ、金箱ガ埋マリテ居テモ、少モ知ラズニスマシテ居ルコトモアリマセウ、實ニ礦物學ハ、文明界ノ工業製作ニ必要ナル、金銀珠玉藥劑等、數多ノ材料ノ所在ヲ發見探索スルノ學問ト云ヒテ宜シウ御坐リマセウ、

以上述ベタル事ハ、唯實際上カラノミ申シタノデ、若シ夫レ之レヲ學問上ヨリ視マスレバ、諸種ノ礦物ノ構造ニ、整然トシテ規律アルコトハ、動植物ト共ニ、造化ノ微妙ヲ窺フニ足ルベク、其之ヲ管理スル原理法則ヲ研究スレバ、以テ吾々人

間ノ智能ヲ開發スルニ足ルベキ、最モ興味アル一種ノ學科デ御坐ル、何ト礦物學トハ、實際上ト云ヒ、學問上ト云ヒ、要用ナルモノデハアリマセヌカ、磯野德三郎

第二十課　北陸道(二)

越後越中ノ境ハ、嶮巖海ニ臨ミ、其下ニ小徑ヲ通ジ、風吹キ浪荒ルヽトキハ、行人之ガ爲ニ捲キ去ラル、コトアリ、之ヲ親不知子不知ト云フ、父子相顧ミルコト能ハザルノ意ナリ、サレド今ハ新道ヲ開キテ、舊道ニ依ラザルコトニナレリ、越中ニ入レバ魚津、富山、高岡ノ名邑ヲ過グ、之ヲ越中ノ三都會ト稱シ、人口一萬若クハ二萬以上ヲ有スル都會ナリ、富山ノ西ニ、神通川アリ、其流急ニシテ、橋ヲ架スルニ便ナラズ、故ニ舟橋ヲ設ケテ、往來ヲ通ズト云フ

高岡ヨリ支路ニ入リ、北ニ進メバ、能登ノ七尾港ニ至ルベシ、能登ノ國ハ、其形掌上ニ丸ヲ受クルガ如シ、拇指ト掌ト相對シテ灣ヲナシ、中央ニ彈丸ノ小島アリ、能登島ト云フ、七尾港ハ、拇指ノ内ニ在リ、加越能第一ノ良港ト稱ス、其指背ニ輪島

ト名ヅクル都邑アリ、漆器ヲ産スルヲ以テ著名ナリ、

北國街道ハ、加賀ニ越ユル處ニ、倶利加羅峠ノ嶮アリ、昔木曾義仲ノ平軍ヲ敗リシ處ナリ、金澤ハ、名古屋ニ亞グ所ノ大都會ニシテ、市街壯麗、人口十萬九千餘アリ、其他ニ猶ホ小松大聖寺等ノ名邑アリ、凡ソ北陸諸國ハ、眞宗ノ信者多キ處ニシテ、至レ所ニ其寺坊舊跡ヲ存セザルハナシ、中ニモ加賀ノ國ハ、其由來遠シ、足利氏ノ末ニ當リテ、本願寺ノ僧徒、國守富樫氏ト隙ヲ生ジ、終ニ之ヲ亡シテ全國ヲ專有シ、貢租ヲ山城本願寺ニ納メシコト八十餘年ナリキ、天文年中ニ至リ、上杉謙信伐チテ之ヲ取リシカバ、僧徒ハ、其國ヲ失ヒタレドモ、曾テ人心ヲ失フコトナク、今猶ホ本願寺ノ外府ナリト云ヘリ、

加賀越前ノ境ニ鋸坂アレドモ甚ダ嶮シカラズ、越前ニ入レバ、五里許ニシテ、舟橋驛アリ、其西ニ九頭龍川アリ、架スルニ舟橋ヲ以テス、故ニ舟橋川ノ別名アリ、其傍ニ新田義貞戰死ノ古跡アリ、近年祠ヲ建テ、之ヲ祀ル、別格官幣社ニシテ藤

島神社ト云ヘル者是レナリ、舟橋ヨリ一里ニシテ、足羽川ニ跨レル名邑アリ、之ヲ福井ト云フ、越前第一ノ繁華ノ都會ニシテ、福井縣廳ノアル處ナリ、足羽川ノ橋ヲ九十九橋ト名ヅク、一半ハ石ニシテ、一半ハ木ナリ、其結構殊ニ奇巧ヲ極ム、鯖江、武生等ノ名邑ヲ過ギ、湯尾木芽峠ノ嶮路ヲ越エテ、敦賀ニ至ルベシ、敦賀ハ、此國ノ良港ニシテ、船舶ノ出入、頗ル殷盛ナリ、此地ヨリ近江ノ長濱ニ通ズル鐵道アリ、北國街道ハ、近江ノ海津ニ至リ、琵琶湖ノ西邊ニ沿ヒテ、大津ヲ過ギ、京都ニ入ルナリ、敦賀ヨリ更ニ西ニ進ミテ、若狹ニ入ルヲ、若狹路トス、若狹ハ三方山ヲ繞ラシ、北方一帶海ニ面シ、國中丘陵甚ダ多シ、小濱ノ港ハ、頗ル繁華ニシテ、人口殆ト二萬アリ、其沖ニ外面ト名ヅクル島アリ、全島岩石ヨリ成リテ、一ノ名所ナリ、

第二十一課　童兒の贈物

合衆國の一都ふ、火災あり、折しも嚴冬ふして、蒸氣機關も運轉自在ならぎ、加ふるに風勢烈しけれ、家屋燒亡して、人民の急を告ぐる者、亦尠ら

らぎ、多くは近隣の村落ふ赴きて、稍膝を容るゝことを得たきども、老人幼兒の如きハ、他ふ依頼を可き所を知らぎゝて、特ふ金満家の慈愛を仰ぎけきば、金満家ハ、之を見るに忍びぎゝて、各之を賑救せり、殊ふ僧徒は、之を憐み、新聞紙ふ載せて、其情態を廣布ゝ、多くの米金を募りて、一時窮乏きるものを救助せり、

爰に一童兒あり、六錢と古衣一枚と林檎とを携へ來りて、告げて曰く、余も亦賑救の舉に應ゝて、聊か贈物せんと欲ききども、未だ其法を知らぎ、

此贈物ハ、甚ぎ微なきども、余の意に任せて、賑救の一端に加へ給はゞ、幸之に過ぎぎ、猶不余の來る時ふ姉之を見て、其微なるを笑へども、余思ふに縱ひ微かりとも、衆と合せば亦益かきにもあらぎゝ、其語頗る謙遜ふりけきば、僧之を稱賛ー

て、汝の所為眞ホ正し、決して其品の少きとて、之を恥づること勿き、汝の力に適ひ、且つ其志の寛なるときは、則ち之を最善の贈物とも、何ぞ物品の多少を論ぜんと云ひたりとぞ、

第二十二課　むさゝび

栗鼠ノ種類中ニハ、空氣中ヲ飛行スルモノアリ、此動物ハ、體ノ下部甚ダ輕ク、其兩邊ニ弛キ肉翅アリテ、其前足ヨリ後足ニ至ルマデ伸展セリ、故ニ疾行セントスルトキハ、樹上ニ攀ヂ上リテ、其四肢ヲ廣ゲ、恰モ船帆ノ如クニ其皮ヲ緊張シ、而

シテ後空氣中ヲ飛翔シテ、遂ニ遠方ニ達スルナリ、其迅速ナルコト、實ニ驚クニ堪ヘタリ、

鼯鼠ノ空氣中ヲ飛翔スルトキハ、漸次ニ地面ニ向ヒテ降ラントス、然レドモ其飛翔スル前ニハ、四肢ト尾トヲ動シテ、其習慣ヲ得然ル後ニ、高キ

樹木ニ上リテ、飛鼠ヲ試ムルモノナリ、其全體ニハ、柔軟ナル美毛アリ、而シテ肉翅ハ、他ノ部分ヨリモ殊ニ美麗ナリ、此獸ハ、大ナル目アリテ、夜中猶ホ物ヲ見ルコトヲ得ベシ、而シテ晝間ハ、概ネ睡眠シ、夜分ニ至リテ、始メテ食物ヲ搜索スルナリ、

第二十三課　楠正行の母

今年十一歳ホなりける帶刀、父ゞ首の、生きたるー時ホも似ぬ有さま、母ゞ歎のせんかともあげふるさまを見て、流るゝ涙を袖ホれさへて、持佛

堂のかたへ行きけるを、母怪ーく思ひて、をあてち妻戸のかたより行き見れば、父ゞ兵庫へ向ホ時、かゝみに留めー菊水の刀を、右の手に按持ちて、袴の腰を押ーさげて、自害をせんとぞー居たりける、母急ぎ走り寄りて、正行ゞ小腕ホ取附きて、涙を流ーて申ーけるは、栴檀ハ二葉より芳ゐといへり、汝をさなくとも、父ゞ子ならば、是程の理ホ迷ふべきかゝ心ホもよゝく事の樣を思ひて見よかー、故判官ゞ兵庫へ向ひー時汝を櫻井宿より返ー留めー事は、全く迹をとむらはんゝ爲

にあらぬ、腹を切きとて殘し置きしにも非ず我たとひ運命盡きて、戰場ふ命を失ふとも、君いづくふも御ありと承らば、死ふ殘りたらん一族若黨どもを扶持し木き、今一度軍を起し、御敵を亡して、君を御代ふもたてまゐらせよと云置し所なり、其一言つぶさにきゝて、我ふも語ふし者ゞ、いつれほどに忘きけるぞや、かくては父ゞ名を失ひて、君の御用ふあひ參らん事、あるべしとも覺えぎとおゝく諫めとゞめて、抜きたる刀を奪ひときば、正行腹をも切りえぎ礼盤の上より泣き倒れ、母と共ふぞ歎きける、太平記

第二十四課　物理學ノ大意

夫レ人類ハ、情態ノ變化ヲ受クベキ者ナリ、卽チ時トシテハ滿面ニ微笑ヲ含メルコトアリ、時トシテハ涕淚ニ沉メルコトアリ、或ハ自ラ活潑勇剛ナルヲ覺エ、或ハ憂鬱悶然タルヲ覺ユルコトアルベシ、人若シ少シク意ヲ留メテ觀察スルトキハ、身外ノ萬物モ、情態ノ變化ヲ受クルコト、亦人身ノ如キヲ認ムルナラン、

今日清爽快活ニシテ、微笑ヲ帶ビタル如キ天氣

モ、其翌日ハ變シテ、暗黑欝陶ノ景色ヲ現シ、雨降リ雷鳴リ、海面ニハ風濤激動スルコトアルベシ、又牀上ノ彈丸ハ、直ニ之ニ觸ルレバ、冷ニシテ且ツ重ケレドモ、若シ之ヲ火中ニ置キ、再ビ出シテ檢スルトキハ、其物質以前ニ異ナラズト雖モ、其情態ハ、大ニ變シテ、之ニ觸ルレバ忽チ其手ヲ爛スニ至ル又之ヲ砲口ニ塡入シテ發射スレバ驚クベキ速度ヲ以テ、砲口ヲ發出シ、之ニ觸ルヽ諸物ハ、皆碎ケザルコトナカルベシ、故ニ一ノ冷ナル彈丸ト、一ノ熱キ彈丸トハ其情態相同シカラズ、又靜定セル彈丸ト、運動スル彈丸トハ、大ニ其情態ヲ異ニスルヲ知ルベシ、

今人ノ憂鬱セル容貌ヲ見テ、此情態ノ原因ヲ尋ヌレバ、必ズ其原因ノ存スルアリ、其茫然トシテ睡氣ヲ催シ、氣力ノ乏シキヲ見テ、之ヲ推究スレバ、亦必ズ其原因ノ存スルヲ見ルベシ、無生ノ物體ニ於テモ、亦之ニ異ナラズ、故ニ其情態ノ變化ヲ現ストキニ、之ヲ推究スレバ、每ニ其原因ヲ發見スルコトヲ得可シ、

第二十五課　蝦夷(二)

聖武天皇ノ頃ニハ多賀玉造新田牡鹿ノ諸柵アリ、皆今ノ陸前國ニアリ、多賀柵ハ、大野東人ノ築ク所ニシテ、其後藤原朝獵之ヲ修築シ、石ヲ立テヽ、道程里數ヲ記ス、其城趾及ビ碑石ハ、今猶ホ存セリ、碑文ニ去京一千五百里、去蝦夷國界一百二十里トアリ、一里ハ大略今ノ六町ナリ、之ヲ以テ算スレバ、當時ノ國境ハ、陸前陸中ノ間ナリシナラン、東人又陸奥ヨリ出羽ノ柵ニ至ル道路ノ迂遠ナルヲ以テ、請ヒテ出羽國雄勝村ニ一城ヲ築キ、以テ直路ヲ取リ、道ヲ開クコト一百六十里ナリ、此道ハ或ハ石ヲ割リ樹ヲ伐リ、或ハ谿ヲ塡メ山ヲ疏シ、進ミテ比羅保許山ニ至レリ、是ニ於テ、雄勝ノ夷酋遂ニ降レリ、東人深ク夷地ニ入リ、漸次ニ耕種シテ、糧運ヲ省カントセシガ、時正ニ春雪深クシテ、進ムコト能ハズ、其後東海岸ニ桃生ノ柵ヲ築キタリ、是ヨリ益諸國ノ人民ヲ遷シテ、雄勝桃生ノ柵戸ニ配ス、此二柵ハ、最モ夷地ニ接セシカバ、蝦夷人ノ危懼ヲ抱キシハ固ヨリ理ナキニアラズ、

光仁天皇ノ時、海山二道ノ蝦夷人、屢此二柵ニ寇

シ、邊境大ニ多事ナリ、因リテ敕シテ直ニ夷地ニ入リテ覺鱉城ヲ造リ、以テ膽澤ノ地ヲ捍衛セシム、鎭守府將軍紀廣純覺鱉城ヲ造ラントシ、夷軍ヲ率ヰテ進ム、然ルニ上治郡大領伊治呰麿叛キテ亂ヲ作シ、廣純ヲ殺ス、是ヨリ夷地大ニ亂レ、遂ニ桓武天皇ノ御代ニ至レリ、

第二十六課　蝦夷(三)

桓武天皇兵士ヲ閲スル法ヲ改メ、其身薄弱ニシテ戰ニ堪ヘザル者ヲ沙汰シ、軍士ニ堪フル者ハ、門地種族ヲ論ゼズ、之ヲ取リテ兵士トナス、又大

ニ糧糒ヲ具ヘテ、遂ニ蝦夷ヲ征討セリ、初メ紀古佐美ヲ以テ征東大使トセラレシガ、功ナクシテ還リシカバ、直ニ官ヲ解キ冠ヲ奪ヒ、後ニ大伴弟麿ヲ征夷使トシ、坂上田村麿等ヲ副使トシテ之ヲ征討セシム、田村麿等進ミテ蝦夷人ヲ敗リ、首ヲ斬ルコト四百五十七級ニシテ、虜ヲ捕フルコト百五十人ナリ、是ニ於テ、弟麿等遂ニ凱旋セリ、田村麿ハ、赤面黃鬚ニシテ、勇力人ニ過ギ、又士ヲ待ツコト寬裕ニシテ、能ク死力ヲ得タリシカバ、戰フ毎ニ必ズ捷タザルコト無シ、其後田村麿ヲ

陸奥出羽按察使ニ任シ、陸奥守ヲ兼ネシム、尋ギテ鎮守府將軍トナシ、又遂ニ征夷大將軍トナス、田村麿更ニ進ミテ、陸奥栗原郡ニ入リテ兵ヲ聚メ、猶ホ進ミテ蝦夷ヲ伐チ大ニ之ヲ破レリ、其北グルヲ逐ヒテ閉伊村ニ至リ、大ニ蝦夷人ヲ殺獲セリ、閉伊村ハ、今ノ陸中閉伊郡ノ地ナリト云フ、已ニンテ又田村麿ヲシテ膽澤城ヲ築カシム、尋ギテ敕シテ地ヲ闢クコト曠遠ナルヲ以テ、諸國ノ人民四千ヲ遷シテ、膽澤城ニ配セリ、田村麿死スルニ及ビ、其佩ブル所ノ劒ヲ御府ニ藏メ、坂上

寶劒ト云フ、其子孫皆父祖ノ風アリシカバ、多ク出デテ陸奥出羽ヲ鎮セリ、是レ田村麿勇名著キヲ以テナリ、

第二十七課　元春ト隆景トノ雪ウチ

元就ノ子元春ト隆景ト幼ナキトキ互ニ雪打チシケルヲ、元就密ニ物蔭ヨリ見ルニ、兩息幼年ノ者ヲ率キ五人ヅツ左右ニ分レ、雪ヲ打ツ、元春頻ニ打チ掛クルニヨリ、隆景終ニ打チ負ケタリ、暫クシテ隆景今一度參ルベシトテ、打チ掛クルヲ見ルニ、三人ナリ、元春勝チタル勢ニ乘ジ、無二無

三ニ五人ニテ打チ掛クルヲ、隆景少シ退ク、如クニシテ、徐々ニ引キ掛ケ、元春ガ急ニ押シ掛クルヲ待チ、豫メ二人ヲ伏セ置キ、横合ヨリ荒手ヲ以テ頻ニ打タセケレバ、元春終ニ打チ負ケテ引キ退ク、元就之ヲ見テ、雙方ニ勝チアリ、此上ハ無用ナリトテ制止ス、サテ元就此子供ノ成人ノ上ニテ、弓矢ヲ思ヒ立ツナラバ、嫡子隆元ヲ旗本トナシ、元春隆景ヲ先鋒トナスベシ、傳ヘ聞ク、北國ハ、人氣一向ニテ剛強ノミヲ宗トシテ、計策ナク、南國ハ、人ノ往來繁ク、舟ノ通用多ケレバ、上手形儀ニテ計策ヲ好メリト、右ノ雪打チノ體ヲ以テ考フルニ、北國ハ元春、南國ハ隆景ト、兼ネテ思ヒ定メタリ、後其如ク、元春ハ北國、隆景ハ南國ヲ攻伐シ、元就ヲシテ終ニ十餘州ノ太守トナサセケリ、

名將言行録

第二十八課　傲慢ナル驢馬

一驢馬アリ、麵粉舗ニ畜ハレテ、未ダ幾クナラズ、既ニ其業ニ倦ミテ、野外ニ遊バント欲ス、乃チ直ニ羈絆ヲ絶チテ廐ヲ脱シ、林中ヲ彷徨シ、最モ美麗ナル一獅皮ヲ得タリ、大ニ喜ビテ謂ヘラク、我

之ヲ被リテ以テ獸王ニ擬セバ諸獸盡ク懾服シテ、能ク頭ヲ擡グルモノナカラント、乃チ自ラ之ヲ穿チテ山中ニ入ルニ、遠望恰モ獅子ト異ナルコトナケレバ、群獸皆之ヲ見テ大ニ恐懼シ、或ハ木ニ登リ、或ハ巣窟ニ遁レテ、其呑噬ヲ免レントセリ、

驢馬乃チ尊大ノ心ヲ増長シ、肩ヲ聳シ頭ヲ擧ゲテ、四方ヲ睥睨シ、傲然トシテ以爲ヘラク、我今此皮ヲ穿チ、爲ニ群獸ヲシテ恐怖セシメタリ、今若シ加フルニ獸王ノ假聲ヲ以テセバ、人畜共ニ怖レテ、林中ニ近ヅクモノナカラン、而シテ余ハ獨リ林中ニ在リテ、縱ニ食餌ヲ求メンニハ、亦樂シカラズヤト、乃チ獅子ニ擬シテ大ニ嘶キシカドモ、其聲正ニ純然タル驢馬ナリシカバ、群獸ハ皆其欺カレタルヲ知リ、大ニ笑ヒテ木ヨリ降リ、穴中ヲ出デテ、頻ニ其愚ヲ嘲リ、口ヲ極メテ之ヲ輕侮セリ、

人アリ、亦其猛獸ニアラザルヲ知リ、走リテ之ヲ麵粉鋪ニ報ゼシカバ、主人直ニ來リテ、大ニ之ヲ罵リ、鞭ヲ揮ヒテ之ヲ毆打シタリ、已ニシテ其麪

ニ伴ヒ行キテ、嚴ニ之ヲ繫ギ、再ビ出ヅルコトヲ得ザラシメタリト云フ、

世ノ不才不能者ニシテ、自ラ君子ニ擬スルモノ一タビ其口ヲ開クニ至リテハ亦此驢馬タルヲ免レズ、豈笑フ可キニアラズヤ、

第二十九課　輕氣球

何ヲカ輕氣球ト云フ、輕氣球トハ、瓦斯囊ヨリ成レル者ニシテ、高ク空中ニ飛颺シテ、蒼天ニ達スルヲ得ベキナリ、而シテ輕氣球ハ、何ニ依リテ天ニ浮颺スルコトヲ得ルノ理ニ至リテハ、解セザルモノ少シトセズ、故ニ今之ヲ說キ示スベシ、

輕氣球ハ、之ヲ構造スルニ其質堅硬ナル絹布ノ大囊ヲ以テシ、膠質ニ類スル蠟液ヲ用ヒテ、其絹布ニ塗リ、以テ細孔ヲ密閉セン、コトヲ要ス、若シ細孔ヲ密閉セザルトキハ、囊中ノ瓦斯洩出飛散シテ、之ヲ使用スルコト能ハズ、此囊ヲ球氣囊ト云フ、其裝置全ク終リタルトキハ、囊中ニ充タスニ石炭瓦斯ヲ以テス、石炭瓦斯ハ、其輕キコト水素瓦斯ニ亞ゲリ、故ニ容易ニ空中ニ浮颺スルコトヲ得ルナリ、而シテ輕氣球ノ大サハ、其構造固

ヨリ一定セズト雖モ、通常用フル所ノ者ハ其高サ三十「メートル」ニシテ、其直徑ハ大概十五「メートル」ノ比例ナリ、

輕氣球ヲ覆フニ絹絲ノ網羅ヲ用ヒ、以テ其囊ノ破裂ヲ防禦ス、而シテ囊ノ下端ニ小舟ヲ懸垂シ、其舟中ニハ、人之ニ乘リ

テ楫ヲ使ヒ其方向ヲ誤ラザラシム、已ニ全囊ニ石炭瓦斯ヲ充滿スレバ、其下端ノ囊口ヲ密閉シ、以テ外氣ノ竄入ヲ防グベシ、然ルトキハ輕氣囊ハ、瞬時モ地上ニ止ルコト能ハズシテ、空中ニ飛揚スルナリ、是レ其同量ノ空氣ヨリモ甚輕キヲ以テナリ、

輕氣球ノ蒼天ニ浮颺スルヤ、固ヨリ大氣ノ濃薄ニ關スル者ナリ、而シテ大氣ハ、上層ニ至ルニ從ヒテ、益稀薄ナルモノナレバ、輕氣球ノ昇颺極度ニ至リテハ、ソノ重量、大氣ト平均ヲ得ルニ至ル

ベシ、是ニ於テ、始メテ其昇颺ヲ止ムルナリ、故ニ舟中ニ多量ノ重量ヲ備フルトキハ、爲ニ輕氣球ヲシテ最高ノ地ニ至ラシムルコト能ハズ、而シテ舟中乘ルベキ人ハ、男子二人ニ過ギザル可シト云フ、

第三十課　蓮といふ題ふてかける詞

蓮見んは朝こそよけれ、人々のいふにそゞのかされて、忍をぎの池へとものつ、短夜のかぎりかきば、ふほ夢ごこちするほどに、鳥の聲にふゝ驚けど、車えはやつきにけり、上野の梢やう〳〵

〳〵らみゆくほどにて、月も光を失へるに、池のおもて、そこはかときらめきわたり、廣葉の露のこぼを散りて、にゝひくるかゞ、そべて身にしむあけぞのなりけり、みぎはより、あけはかれて、近きあさりの花よりぞ見えゆく、盛ふるもまだしき也もあまて、とりぐ、にもしろき中に、ふたつみつ今さきいでぬとみえとるは、さきに音せし花にや、とをゝ〳〵、

折りとらば露やこぼさむ花ぞちる
よしさながらにちるまでは見む

とてながめやるにあなとのたかどのにむいまれきいでたるにやあらむひたひつきをかしきをしめどもの、かうしあげさしつゝ見おろせるさへ、花ふかよへるこゝちせらきて、大和田建樹

巻之五終

第十八課ノ復譯　礦物ノ解

窓ヲ開キテ庭前ヲ見ルニ、敷石ノ邊ニ薔薇ノ花爛熳トシテ咲キ亂レ、其上ニ飛舞スル胡蝶アリ、文人墨客ハ之ヲ見テ如何ナル感情ヲ起ス可キカ、是レ好キ畫本ナリ若クハ好キ詩料ナリト云ヘル如ク、必ズ美術的ノ眼ヲ以テ之ヲ見ルナラン、理學者モ亦文人墨客ト同ク、之ヲ見テ興味ヲ感ズ可シト雖ドモ、之ヲ見ル所ノ眼ノ種類相同カラズ、即チ彼ノ蝶ハ、善ク空氣中ヲ飛舞スレドモ、之ヲ爲スハ如何ナル方法ニ由ルカ、又斯ク美

麗ナル胡蝶トナリシハ、如何ナル順序ヲ經テ發達シタルモノナルカ、彼ノ薔薇ハ如何ナル原因ニ依リテ成長シ、如何ナル作用ニ依リテ花ヲ著ケ實ヲ結ブモノナルカ、彼ノ敷石ハ、胡蝶若クハ薔薇ト同カラズシテ運動スルコトナク、又成長スルコト無ク、幾年ヲ經ルモ、依然トシテ其形狀更ニ變ゼザルハ、其組織構造ノ胡蝶若クハ薔薇ト相同カラザルガ故ナルカト云ヘル如クニ、一々理學的ノ眼ヲ以テ之ヲ見ルナル可シ、

斯ク理學的ノ眼ヲ以テ、地球上ノ萬物ヲ觀察シ來レバ、之ヲ大別シテ有機無機ノ兩界ニ分ツコトヲ得ベシ、

彼ノ生命モナク、自動力モナク、成長蕃殖ノ性ヲモ具ヘザルモノハ、皆無機界ニ屬ス、花崗石、水晶、水、空氣、水炭、砂糖等ハ皆無機物ナリ、右ノ無機物中、水炭ト砂糖トハ天然ニ存在スルコト無ク、皆人爲ノ製煉ニ係ル者ニテ、斯ル種類ノ者ヲ礦物トハ稱セザルナリ、然ラバ則チ花崗石、水晶、水、空氣ノ如キハ、皆天然ニ存スルモノナレバ之ヲ礦物ト云フベキカト云フニ、悉ク皆然リト云フヲ

得ザルナリ、

今花崗石ノ一片ヲ取リテ、能ク之ヲ經驗スルニ、其質一定不變ノモノニアラズシテ、三種ノ物質ヨリ成立スルコト分明ナル可シ、即チ黑クシテ花崗石ノ種類ニ依リテ種々ノ物アルベケレド、茲ニハ通常ノ物ニ就キテ云フ、小刀等ニテ試ミルトキハ、片々剝脫スルモノハ雲母ナリ、又白色半透明ニシテ最モ硬キモノハ石英ナリ、又白クシテ較光澤アルモノハ長石ナリ、斯ク花崗石ノ如クニ、數多ノ物質ヨリ成立スル天產ノ無機物

ハ、之ヲ岩石ト稱シテ礦物ト稱セズ、空氣ノ如キモ酸素窒素炭酸水蒸氣等ノ數多ノ物體ヨリ成ルモノニシテ、是レ亦礦物ニ屬セズ、然ルニ水晶ハ、其質一定不變ニシテ、化學上ノ驗査ニ附スルニ、硅酸ト稱スル一種ノ化合物ナリ、斯ノ如ク一種ノ化合物或ハ元素ニシテ天然ニ存スル無機物ヲ礦物ト云フ、水モ亦天然ニ存スル一種ノ化合物ナレバ、同ク礦物ニ屬ス可キナリ、更ニ例ヲ擧ゲテ之ヲ說明センニ、木炭ハ炭素ト云フ一種ノ元素ナレドモ、其人造ニ係ルガ故ニ、之ヲ礦物

ト云ハズ、金剛石及ビ石墨モ亦同ク炭素ヨリ成リタル者ニシテ、天然ニ産スルヲ以テ礦物ト云フ、石鹽卽チ天産ノ「クロム、ソヂユム」ハ礦物ナレドモ一タビ人爲ノ精製ヲ經タル食鹽卽チ「クロム、ソヂユム」ハ、已ニ礦物ニアラズ、故ニ天然ニ産出シタル一種ノ元素及ビ化合物ヲ礦物トハ稱スルナリ、

以上ノ定義ニ據レバ、石炭ノ如キハ元素ニモ、アラズ、又一定ノ化合物ニモアラザルニ由リ、之ヲ眞正ノ礦物トハ稱ス可カラザレドモ、現今猶假ニ之ヲ礦物ト見做シテ論ズルナリ、（礦物ノ原著ヲ參ス野德三郎取ス）

第十九課ノ復譯　礦物學ノ定義及效用

礦物學ハ、地球ノ表面ヲ構成スル礦物ノ種類ヲ記載シ、其理學的化學的ノ性質ヲ講シ、其地上ニ現出スルノ方法及ビ之ヲ識別スルノ手段ヲ指示シ、以テ其功用ヲ知ラシムルニ在リ、

礦物ノ何物ナルカヲ知ラズ、又礦物學ノ初步ヲモ學バザル人ニ在リテハ、連城ノ璧ナリトテ其璞ヲ見テハ、瓦礫同樣ニ看過ス可ク、金銀ノ礦モ

通常ノ土ト誤認スルナランザレドモ若シ礦物學ノ助ニ藉リテ一二ノ簡單ナル適法ヲ用フレバ忽チ其貴重ナルコトヲ明ニシ國ノ富源ヲ開クニ至ル可シ然ルニ若シ金剛石ハ玻璃ヲ切リ得ベシト云フコトヲノミ知リテ其性質ヲ詳ニセズ又其識別法ヲモ知ラザレバ一片ノ水晶若クハ燧石ヲ見出シ其能ク玻璃ニ擦痕ヲ留ムルヲ見テ箇ハ寶石ナル可シト妄信シ一時ハ卞和氣取リニテ大ニ喜ブ事アルモ後ニ其眞假ヲ知ルニ至リテハ他人ノ嗤笑スル所トナリ己モ亦

落膽スルノミナラズ或ハ之ガ爲ニ金錢ヲ妄費スルコトアル可シ彼ノ鐵鑛銅鑛等ニハ黃金ノ光澤色彩ヲ帶ビタル物アルガ爲ニ己ノ無學ヨリシテ山師ナドニ欺騙セラレ往々身代ヲ失フ人アルハ予ノ屢耳聞スル所ナリ サレバ礦物學ヲ學バザレバ玉石ヲ混同シ價値ナキ土石ニテモ其外面ノ美觀ニ欺騙セラレテ貴重ナル玉鑛ナル可シト妄信シ又己ノ所有地ニ金箱ガ埋マリ居ルモ少モ知ラズシテ空過スル如キ事アル可シ實ニ礦物學ハ文明世界ノ工業製作ニ必要

ナル金銀珠玉藥劑等數多ノ材料ノ所在ヲ發見探索スルノ學問ナリト云フモ不可ナルコトナカル可シ、

以上述ベタル事ハ、只實際上ヨリ說キタルノミナレドモ若シ夫レ之ヲ學問上ヨリ觀察スレバ、諸種ノ礦物ノ構造ニ整然タル規律アルコトハ、動植物ト共ニ造化ノ微妙ヲ窺フニ足ル可シ、又之ヲ管理スル原理法則ヲ研究スレバ、以テ吾人人間ノ智能ヲ開發スルニ足ル可キ最モ興味アル一種ノ學科ナリ、然ラバ則チ礦物學ナル者ハ、

實際上ト云ヒ、學問上ト云ヒ、誠ニ要用ナル學科ニアラズヤ、磯野徳三郎ノ原著ヲ參取ス

明治二十年六月八日版權免許
明治二十一年二月二十五日印刷
再版

高等小學科
律令學

編者　文學士　岩手縣平民　中原貞七
東京神田區駿河臺
錦町九番地

發行兼印刷人　滋賀縣士族　小林義則
東京日本橋區本町
四丁目十六番地

發兌　文學社
右同所

東京文學社藏